

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0856)

第2回特定最低賃金専門部会（電気）

令和5年10月20日 非公開

開催日時	令和5年10月20日	13時30分～14時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>全員揃いましたので、定刻前より少し前ではございますが、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日は委員の皆様方全員ご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただくことがございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>それではただ今から、第2回目の電気機械器具製造業特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきましては、 部会長にお</p>

	<p>願いいたします。 よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局から説明 がありますので、願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日の議事の進行につきまして、ご説明いたします。 本製造業の特定最低賃金改正額が、本日の専門部会での審議に よって全会一致で議決された場合には、答申の手続を行っていた だくことになります。 他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会にご報 告いたしまして、審議会において審議をいただくことになりま す。 なお、本日の審議の中で、個別協議等が必要になった場合には、 別室を用意しておりますので、ご案内させていただきます。どうぞ よろしく願いいたします。 以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただ今の事務局からのご説明について、ご質問等ございま すでしょうか。</p>
<p>【特になし】</p>	
部会長	<p>よろしいでしょうか。 はい。それでは、事務局の説明のとおりといたします。 これからは、特定最低賃金改正額の審議に入ります。 本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引 上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたい と思います。 全会一致でとりまとめができますよう、ご協力の程、よろしくお 願いいたします。 それでははじめに、労働者側委員から、ご意見を願いいたしま す。</p>
労働者委員	<p>はい。労側の■■■■より発言をさせていただきます。 特定最低賃金は、県内すべての労働者に適用されるセーフティネ ットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した当 該産業の基幹的労働の最低賃金であります。したがって、地域別最</p>

低賃金より、相対的に高い水準の確保が必要だと考えております。
今年度の地域別最低賃金の全国加重平均の引上げ額は43円、時間額では1,004円となっております。先ほど申したように、地賃よりも高い水準の確保が必要であると考えているので、魅力ある群馬にすべく、全国加重平均も視野に入れた引上げ額を目標として、まず労側としては、県内4業種のそれぞれの最低額の加重平均が、1,068円となっております。これを電気機械器具の965円との差額103円に対し、2年かけて引き上げる考えのもと、「52円」を、まず要求いたします。

部会長

はい。ありがとうございました。
それでは、使用者側委員から、ご意見をお願いいたします。

使用者委員

はい。使用者委員の[]でございます。
ただいま、「52円」という要求額がございましたが、基本的には、常に屋上屋を架するもので不要というふうに主張しておりますけれども、金額の議論ということですので、こちらからもご回答させていただきたいと思っております。

私どもは常に、賃金改定状況調査の第4表、これを参考に基準として考えております。本年度Bランクの第4表①ですけれども、これは上昇率2.0%であります。965円の2.0%、19.3円。これを切り捨てて、「19円」というご回答をさせていただきたいと思っております。以上です。

部会長

はい。ありがとうございました。
労使双方のご意見を確認させていただきます。
労働者側委員からは引上げ額「52円」の提示がありました。これに対し、使用者側委員からは「19円」の提示でした。それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともではありますが、33円の開きがあり、金額の開きが大きいようです。
労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。
労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。

労働者委員

はい。引き続き[]より発言をさせていただきます。
特定最賃は、地域別最賃より相対的に高い水準の確保が必要だと考えております。今年の群馬県の地域別最賃は40円、引上げ率にして4.47%。これを反映し、繰り上げて「44円」を要求します。

部会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。 使用者側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。■■■■です。</p> <p>「52円」から「44円」ということで、8円下がったということですが、こちらも、今年特に最低賃金の議論の中で大きいポイントが、物価上昇率であります。令和4年の前橋の物価上昇率3.0%という数字がございます。これを基本にしまして、965円の3.0%、28.95円。これをちょっと繰り上げて、「29円」を回答させていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「44円」が提示され、使用者側委員からは、「29円」が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございます。もう少し、歩み寄ることはできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いします。</p>
労働者委員	<p>はい。■■■■より発言をさせていただきます。</p> <p>今年度の最低賃金審議会では、先ほど■■■■委員からもありましたが、消費者物価指数が注視され、最終的には労使双方ともこの消費者物価指数の上昇率を考慮した引上げで合意したと認識をしております。</p> <p>したがって、現在の時間額に前橋の消費者物価指数4.5%を乗じて「44円」を要求いたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員は、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。■■■■です。</p> <p>「44円」ですけれども、こちらとしますと、昨年、史上最高の引上げ額だったかなと思いますけれども、それと同額の、「30円」を提示したいと思います。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p>

	<p>労働者側委員からは、先ほどと同額「44 円」とするご意見があり、使用者側委員からは1円歩み寄って「30 円」の引上げ額が提示されております。金額の開きが縮まってきてはおりますが、まだ開きがあります。</p> <p>賃金引上げについて、年々社会的関心が高くなっており、一方で原材料費などの高騰があつて経営者を悩ます要因もあります。特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に発揮していただいて、設定されるという性格のものであります。</p> <p>この趣旨をお汲みいただいたうえで、再度ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。■■■■より発言をさせていただきます。</p> <p>基本的な考え方は、先ほどの消費者物価指数の上昇率を考慮しますが、先ほどは繰り上げでした。今回は切り捨てて、「43 円」を要求いたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員は、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。やはり、労使でしっかりと決めたいと思いますので。歩み寄りという観点から、引上げ率 4.0%。965 円×4.0%で 38.6 円、切り捨てまして「38 円」でお願いします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、労働者側委員と使用者側委員から、消費者物価指数を根拠にしたご意見と提示額をそれぞれ出させていただきました。</p> <p>労使のご意見にかなり歩み寄りが認められるところですが、先ほども申し上げましたように、特定最低賃金につきましては、労使委員の皆さまがイニシアティブを十分に発揮することによって、円滑に審議がなされるものと理解しております。</p> <p>このため、合意を目指して更に歩み寄っていただくご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。■■■■です。</p> <p>先ほどより若干歩み寄っていただいたのかなと感じておりますが、まだまだ私どもの要求との乖離があると思います。</p> <p>一旦、ここで労使協議をさせていただければというふうに思いま</p>